

第3章 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画

第3章 障がい者福祉計画・障がい児福祉計画

1 基本的な考え方

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国から示された基本的な理念との整合を図ったうえで、次の 7 点を基本方針として設定します。

(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が、障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

身体・知的・精神(発達障害・高次脳機能障害・強度行動障害を含む。)の各障がいのある方並びに難病患者等に対し、地域で必要なサービスを受けることができるように、必要な情報提供を行いサービスの活用を促進するとともに、これまでの障害福祉サービス、障害児通所支援や地域生活支援事業等の現状やニーズを把握し充実に努めていきます。

(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を図ります。

また、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえ、効果的な連携を図ります。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無に関わらずあらゆる市民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障がいのある方への理解促進の取組や地域の実情に応じた、制度を超えた切れ目のないサービス確保を推進します。

また、社会福祉法に基づく北斗市地域福祉計画や重層的支援体制整備事業との連携を図りながら、取組を進めていきます。

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、身近な地域で障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、障害児通所支援、障害児相談支援のサービス提供体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう地域社会への参加や包容(インクルージョン)を進めます。

(6)障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する体制と併せて、人材の確保・定着が重要であるため、人材の新規獲得及び安定的な雇用の確保、職場環境の整備やICTの活用等による事務負担の軽減、業務の効率化を関係機関と協力して支援します。

(7)障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであることから、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

また、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

2 成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度末の福祉施設入所者数を令和 4 年度末時点の人数から 5%以上削減することを基本とする。
- ②令和 4 年度末時点の福祉施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することとする。

【本市における成果目標】

- ①福祉施設入所者数を令和 4 年度末時点の人数から 5%削減することを目標とします。
- ②令和 4 年度末の施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	110 人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】削減見込人数	6 人	令和8年度末までの施設入所者数の削減見込み人数
	5.5%	
【目標】地域生活移行者数	7 人	令和4年度末時点の施設入所から地域生活への移行見込み人数
	6.4%	
【見込み】施設入所者	104 人	令和8年度末時点の施設入所者数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本市における成果目標】

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を年1回開催します。

(3)地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市における成果目標】

函館圏域(北斗市、函館市、七飯町)では、令和2年度に地域生活支援拠点(あんしんネットワーク)の運用を開始しており、地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保を図るため、コーディネーターを配置しています。

この地域生活支援拠点については、函館地域障害者自立支援協議会において活動実績を報告し、毎年検証を行います。

(4)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とする。就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とする。

【本市における成果目標】

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度の移行実績の 1.28倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	5人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
【目標】一般就労移行者数	8人	令和8年度の一般就労移行者数 令和3年度の1.28倍以上

- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労移行支援事業	4人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労移行支援事業	6人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.31倍以上
【実績】就労継続支援A型事業	0人	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援A型事業	1人	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.29倍以上
【実績】就労継続支援B型事業	1人	令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援B型事業	1人	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上

③就労定着支援事業に関しては、北斗市内に事業所がないことから、近隣の函館市の 2 事業所との連携を図りながら、必要に応じた利用を促進します。

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業	0 人	令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数
【目標】 就労定着支援事業	1 人	令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数 令和 3 年度の 1.41 倍以上

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所以上設置すること。
- ②令和 8 年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。
- ④令和 8 年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市における成果目標】

- ①本市では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核施設として、児童発達支援センターを 1 箇所設置しています。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するためには、受け入れに対応するための基盤整備が必須となります。
インクルージョンの推進を目指して、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援サービスの利用を促進します。

区分	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援センター数	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援事業者数	箇所	2	2	2

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に関しては、北斗市内に事業所がありませんが、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、利用者やその家族のニーズに応じて事業所の確保に努めていきます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、国の指針に基づき目標値を設定するとともに、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促進し、コーディネーターの配置人数の増員を目指します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	有・無	有	有	有
コーディネーターの配置人数	人数	2	3	4

(6)相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【本市における成果目標】

基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図るとともに、北斗市、函館市、七飯町の関係団体で構成する函館地域障害者自立支援協議会において個別事例の検討を行い、地域の支援体制の強化と活性化を図ります。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有・無	有	有	有
協議会における専門部会の設置数	部会	5	5	5
協議会における専門部会の実施回数（頻度）※年間	回	6	6	6

(7)障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【本市における成果目標】

障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修などにより、効果的、効率的なサービス提供についての知識を深めるとともに、事業者からの相談等に適切に対応します。また、障害福祉サービス給付費に関し、請求審査に特化したシステムを新たに導入することで、給付費の適正化に向けた取組を行います。

3 障害福祉サービス等の推進

障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、月当たりで表示している実績及び見込みは各年度末のものを、年当たりで表示している実績及び見込みは各年度における1年間のものをそれぞれ記載しています。

(1)訪問系サービス

①居宅介護

障がいのある方のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助、通院介助等を行います。サービス提供事業所のほとんどが介護保険の事業所も兼ねており、すべての障害に対応していない事業所や登録はしていてもサービス提供はしていない事業所もあります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅介護	時間/月	1,109	1,183	1,231
	人/月	53	61	62

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,281	1,333	1,387
	人/月	63	64	65

②重度訪問介護

重度訪問介護では、重度の肢体不自由で常時介護を要する人、重度の知的・精神障がいのある方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。居宅介護同様、介護保険事業所との兼業の事業所が多く、サービス提供についても同様の状況です。また、1回当たりのサービス提供も長時間となるため、事業所側も人員が確保できず、サービス提供ができない等の特別な事情もあります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度訪問介護	時間/月	387	339	339
	人/月	3	3	3

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	339	339	339
	人/月	3	3	3

③同行援護

同行援護では、視覚障害によって移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
同行援護	時間/月	24	37	42
	人/月	4	5	6

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	49	56	63
	人/月	7	8	9

④行動援護

行動援護では、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
行動援護	時間/月	1	5	5
	人/月	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

⑤重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援では、障害支援区分6で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護や生活介護、短期入所等の障害福祉サービスを包括的にを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	200
	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間/月	200	200	200
	人/月	1	1	1

訪問系サービス見込量の確保のための方策

- 障がいのある方が、個々のニーズや障害の特性、年齢段階などに応じて、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で生活することができるよう訪問系サービス提供体制の整備に努めます。
- 障がいのある方が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）の提供体制の充実と質の向上を図ります。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要な障がいのある方で、障害支援区分3以上または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である方に対して、主として昼間において障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活介護	人日/月	4,869	5,036	5,104
	人/月	217	230	232

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	5,148	5,192	5,236
	人/月	234	236	238

②自立訓練

②-1 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がいのある方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	46	60	99
	人/月	5	7	9

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	121	143	165
	人/月	11	13	15

②-2 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な、障がいのある方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	25	23	23
	人/月	2	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	23	23	23
	人/月	1	1	1

②-3 宿泊型自立訓練

生活能力の維持・向上のため、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言など必要な支援を行う宿泊型の自立訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
宿泊型自立訓練	人日/月	60	31	31
	人/月	2	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊型自立訓練	人日/月	31	31	31
	人/月	1	1	1

③就労選択支援(新規)

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。

※令和6年度以降、新たに始まるサービスであるため、現時点で見込み量を示していませんが、サービスの利用希望があった場合には、適切に対応していきます。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日/月	-	-	-
	人/月	-	-	-

④就労移行支援

一般就労などを希望する65歳未満の人を対象として、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労移行支援	人日/月	241	206	238
	人/月	13	13	14

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	272	306	340
	人/月	16	18	20

⑤就労継続支援

⑤-1 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(A型)	人日/月	519	520	620
	人/月	24	27	31

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人日/月	700	780	860
	人/月	35	39	43

⑤-2 就労継続支援(B型)

企業などの雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人、年齢や体力面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(B型)	人日/月	2,994	3,077	3,021
	人/月	155	156	159

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	人日/月	3,078	3,135	3,192
	人/月	162	165	168

⑥就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援を利用し、一般就労へ移行した障がい者が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労定着支援	人/月	0	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	1	1	1

⑦療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
療養介護	人/月	5	5	5

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	6	6	6

⑧短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある方に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所(福祉型)	人日/月	163	167	167
	人/月	8	13	13
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人日/月	167	167	167
	人/月	13	13	13
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

日中活動系サービス見込量の確保のための方策

- 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型のサービス基盤整備を促進します。
- 地域生活への移行や能力の適性に応じた就労のため、自立訓練や就労継続支援、就労定着支援等の整備を促進します。また、事業所(施設)整備に当たっては、地域のニーズやバランスに配慮しながら、社会福祉法人が主体的に行う整備の支援に努めます。
- 相談支援事業所等との連携を図り、障がいのある方と事業所のマッチングとフォローアップをして、継続してサービスを利用できるように努めます。
- 地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び療養介護)及び短期入所事業を充実させます。
- 就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(3)居住系サービス

①自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する障がいのある方について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立生活援助	人/月	1	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2

②共同生活援助(グループホーム)

共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事の介護等、自立した日常生活を送るための援助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
共同生活援助	人/月	159	161	167

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	173	179	186

③施設入所支援

生活介護利用者または自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人に対して、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
施設入所支援	人/月	114	110	109

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	108	107	106

居住系サービス見込量の確保のための方策

- 障がいのある方が安心して住み慣れた地域で生活を続けたり、入所施設等から円滑に地域移行できるよう、社会福祉法人等によるグループホームの主体的な整備を促進します。
- 事業者に対して、施設入所者の地域生活への移行に積極的に取り組むよう働きかけていきます。
- 施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある方に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域での居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

(4)相談支援事業

①地域相談支援(地域移行支援)

障害者支援施設等に入所している障がいのある方や精神科病院に入院をしている障がいのある方に対し、住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域移行支援	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	1	1	1

②地域相談支援(地域定着支援)

居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域定着支援	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	1	1	1

③計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がいのある方に対して、心身の状況や障害福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成など、きめこまやかなケアマネジメントを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援	人/月	258	284	289

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	294	299	304

相談支援見込量の確保のための方策

- 障がいのある方が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

4 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある方などの理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現が図れるよう、家族、地域住民等の地域での自発的な取組を支援します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

③-1 障がい者相談支援事業

障がいのある方等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整や、障がいのある方等の権利擁護のために必要な援助を行います。

市では、相談支援センターや函館市及び七飯町と2市1町で設置している障がい者生活支援センター、地域生活支援センターとそれぞれ連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

③-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

③-3 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

③-4 自立支援協議会

障がいのある方が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要不可欠です。

このため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設置し、地域における関係機関のネットワークの構築と相談支援体制の充実化を図ります。

市では、函館市及び七飯町と「函館地域障害者自立支援協議会」を設置し、委託相談支援事業者の運営評価をはじめ、困難事例に関しての協議・調整、市町村障害者福祉計画の具体化に向けた協議、地域の社会資源の開発や改善に向けた提案等相談支援事業の効果的な運営に努めています。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見開始の申立をする親族がない等の理由により、成年後見制度を利用することができない人を対象に、市が家庭裁判所に審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	5	5

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	5	5	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある方等とその他の人の意思疎通を仲介します。

市では、函館市・七飯町との協定により、障がい者生活支援センターに委託して実施している「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」において、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（手話通訳）	実利用者数	113	96	140
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（要約筆記）	実利用者数	0	0	1
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（手話通訳）	実利用者数	150	150	150
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（要約筆記）	実利用者数	5	5	5
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者の日常生活を容易にするために、障害に応じた日常生活用具を給付します。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子などの給付を行います。
自立生活支援用具	障がいのある方の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具の給付を行います。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障がいのある方の在宅療養等を支援する用具の給付を行います。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭や視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオなど、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具の給付を行います。
排泄管理支援用具	ストマ用具など、障がいのある方の排せつ管理を支援する衛生用品の給付を行います。
居宅生活動作補助用具	障がいのある方の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの給付を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護・訓練支援用具	件/年	0	2	4
自立生活支援用具	件/年	12	7	9
在宅療養等支援用具	件/年	4	3	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	5	7
排泄管理支援用具	件/年	231	223	220
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	1	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	9	9	9
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7
排泄管理支援用具	件/年	220	220	220
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	2	2	2

⑧移動支援事業

外出時に支援が必要な障がいのある方に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
移動支援事業	時間/年	458	1,052	900
	人/年	14	17	17

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/年	900	900	900
	人/年	17	17	17

⑨地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターや近隣市町の作業所などを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域活動支援センター事業 北斗市内	実施箇所数	1	1	1
	人/年	4	4	5
地域活動支援センター事業 近隣市町	実施箇所数	4	4	4
	人/年	5	8	7

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業 北斗市内	実施箇所数	1	1	1
	人/年	5	5	5
地域活動支援センター事業 近隣市町	実施箇所数	4	4	4
	人/年	7	7	7

(2)任意事業

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難である在宅の身体障がいのある方を対象に、居宅を訪問し浴槽を提供して、入浴サービスを行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	人/年	7	6	6

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	人/年	6	6	6

②日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある方を対象に、活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
日中一時支援事業	実施箇所数	7	7	7
	人/年	26	20	20

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施箇所数	7	7	7
	人/年	20	20	20

③身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる身体障がいのある方に対して、就労等社会活動への参加を促進するため、その取得に要する費用の一部として、1件につき10万5千円を上限に助成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	0	3	3

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	3	3	3

④身体障害者用自動車改造費助成事業

重度の身体障がいのある方に対して、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部として、1件につき10万円を上限に助成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自動車改造費助成事業	件/年	1	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	件/年	2	2	2

地域生活支援事業におけるサービス見込量の確保のための方策

- 障がいのある方の意向を尊重したサービスが提供できるよう、ケアマネジメント機能の充実を図り、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援に努めます。
- 障がい者生活支援センターに設置している地域自立支援協議会の機能の充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- 障がいのある方が個々のニーズや障がいの特性、年齢段階などに応じて、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅サービス提供体制の整備に努めます。
- 介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある方の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りについての体制整備に努めます。
- 事業者等による新たなサービスに関する情報の提供に努め、障がいのある方の多様なニーズに応じたサービス提供の促進を図ります。
- 障がいのある方の外出を支援するため、移動支援の利用促進を図るとともに、身体障害者用自動車の改造や運転免許の取得などの支援に努めます。
- 障がいのある方の社会参加や就労を促進するため、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進や補助犬の普及に努めます。
- 障がいのある方や介護者の負担を軽減する上で、重度障がいのある方に対し、日常生活用具の利用の促進に努めます。
- 地域の実情に応じた、支援者の育成に努めます。
- ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実や、市民や企業によるボランティア活動を促進するなど、インフォーマルな資源の増加・活用を図ります。
- 子ども、高齢者、障がい者を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのための多様な地域支援事業を推進します。
- 市民に対して障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業の実施に努めます。

5 障がい児福祉サービス等の推進

障がいのある児童とその保護者に対しては、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいのある児童に対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1) 児童発達支援

療育の必要を認められた障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援	人日/月	810	840	870
	人/月	57	59	60

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	854	868	882
	人/月	61	62	63

(2) 放課後等デイサービス

学校に通学中の障がいのある児童を対象に、授業の終了後又は休日に施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行うとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
放課後等デイサービス	人日/月	2,026	2,451	2,568
	人/月	133	148	161

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	2,768	2,968	3,168
	人/月	173	186	198

(3)保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童の通所・通学場所へ2週間に1回程度訪問し、障がい児や職員に対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

(4)居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における発達支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

(5)医療型・福祉型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
福祉型児童発達支援	人/月	0	0	0

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
福祉型児童発達支援	人/月	0	0	0

(6)障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用するすべての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングなどを行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障害児相談支援	人/月	143	254	323

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	311	299	287

障がい児サービス等見込量の確保のための方策

- サービス提供事業所が少ない中、サービス利用希望者が多く利用者のニーズにすべて応えることが困難な状況であるため、より一層相談支援事業所・提供事業所と連携し、幅広い対象者への療育が可能になるように努めます。
- 地域自立支援協議会の機能充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実に努め、市民や企業によるボランティア活動を促進し、インフォーマルな資源の増加・活用を図ります。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスの補完・補助機能としての日中一時支援・保育所等訪問支援の活用等を行う事により、療育を支援します。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスは需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービスの供給量の確保を支援します。